

雇用均等関係法令等説明会をオンラインで実施しています！**～「育児・介護休業法」及び「女性活躍推進法」の改正について～**

令和4年8月30日



改正育児・介護休業法について説明する雇用環境・均等室職員

茨城労働局では、以下、の法律が施行となることに伴い、事業主・人事労務担当者の皆さまを対象として、法施行直前説明会を実施しています。

育児・介護休業法

男性の育児休業等の取得促進を図るため、改正が令和4年4月1日、令和4年10月1日、令和5年4月1日の段階的な施行となっています。

女性活躍推進法

女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者301人以上の企業に対し、情報公表が義務化されました。

今般は、新型コロナウイルス感染症対策により、オンラインでの説明会となりました。第一弾となる8月30日(火)は「改正育児・介護休業法説明会」を茨城県と共催により実施し、茨城県産業戦略部労働政策課から「茨城県働き方改革優良(推進)企業認定、いばらき女性活躍推進会議について」の説明をいただきました。

なお、9月5日(月)、9月13日(火)も同様の内容で説明会を実施します。

9月28日(水)、10月5日(水)については「改正育児・介護休業法」の説明に加えて「女性活躍推進法」の改正について説明予定としていますので参加希望の事業主の皆さまは「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」

(<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>)によりお申し込みください。

雇用環境・均等室では引き続き、関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

説明会のリーフレットはこちら！**【お問い合わせ先】**

茨城労働局 雇用環境・均等室

TEL：029-277-8295